

地域金融機関の再編を促す制度整備

金融調査部 金本 悠希／小林 章子

要約

低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等により、地域金融機関の経営環境が厳しさを増していることが指摘されて久しい。

足元では、各行とも自己資本比率の最低所要水準は上回っているが、業績悪化が続けばいずれ最低所要水準を下回ることも予想される。早めに経営改善を促すため、金融庁は2019年6月に監督指針を改正しており、同年夏に一点検を行う予定である。

経営環境の悪化に対しては、自主的に経営統合を進めている地域銀行もある。しかし、長崎県の地域銀行の経営統合の案件では、独占禁止法に基づく承認を得るまで長期化した。2019年6月に公表された「成長戦略実行計画」には、10年間の時限措置として特例法を設けることが盛り込まれた。

信用金庫・信用組合については、特に2000年度末以降大幅に再編が進んでいるが、経営環境等の要因もあり、今後さらなる再編が進むものと考えられる。「地域密着型金融」という付加価値を高めることにつながるような統合が重要と思われる。

目次

- 1章 はじめに
- 2章 健全性の枠組みの強化
- 3章 経営統合についての独禁法の審査に対する特例の創設
- 4章 信用金庫・信用組合の統合をめぐる議論
- 5章 最後に

1章 はじめに

昨今の低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等により、地域銀行の経営環境が厳しさを増していることが指摘されて久しい。2018年9月の金融庁の金融レポートによると、2017年度の決算では、地域銀行¹の過半数の54行で本業利益が赤字であり、そのうち52行は2期以上の連続赤字となっている。また、2019年4月の日本銀行による金融システムレポートでは、10年後に約6割の銀行が赤字に陥るとの試算も公表されている。

将来にわたり地域銀行が存続していくためには、収益性の向上が不可欠である。金融庁は監督指針を改正し、足元の自己資本比率が最低所要水準を上回っていたとしても、収益性が低ければ当局が経営介入できるように見直している。

既に一部の地域銀行は、業務効率化のため経営統合を進めているが、長崎県の地域銀行の経営統合の案件では、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独禁法」）に基づく審査が長期化した。そのため政府は、10年間に限り、地域銀行の経営統合について独禁法の適用を除外する特例を認める方針である。

また、地域金融機関として重要な役割を担っている信用金庫等の協同組織金融機関が関わる統合についても、4章以降で考察する。

2章 健全性の枠組みの強化

1. 現行規制

銀行は、銀行法に基づき自己資本比率規制が課せられており、最低所要水準を下回った場合、早期是正措置の対象となり得る（図表1参照）。最

図表1 自己資本比率の水準と早期是正措置

国際統一基準（注1）	国内基準	命令
2.25% ≤ 普通株式等Tier 1比率 < 4.5% 3% ≤ Tier 1比率 < 6% 4% ≤ 総自己資本比率 < 8%	2% ≤ 自己資本比率 < 4%	経営健全化計画（注2）の提出・実行
1.13% ≤ 普通株式等Tier 1比率 < 2.25% 1.5% ≤ Tier 1比率 < 3% 2% ≤ 総自己資本比率 < 4%	1% ≤ 自己資本比率 < 2%	①資本増強計画の提出・実行 ②配当又は役員賞与の禁止・抑制（注3） ③総資産の圧縮・増加の抑制 ④通常の条件より不利な預金等の受入れの禁止・抑制 ⑤一部の営業所の業務の縮小 ⑥本店を除く一部の営業所の廃止 ⑦子会社等の業務の縮小（注4） ⑧子会社等の株式・持分の処分（注4） ⑨付随業務等の縮小・新規の取扱いの禁止 ⑩その他金融庁長官が必要と認める措置
0% ≤ 普通株式等Tier 1比率 < 1.13% 0% ≤ Tier 1比率 < 1.5% 0% ≤ 総自己資本比率 < 2%	0% ≤ 自己資本比率 < 1%	①自己資本の充実 ②大幅な業務の縮小 ③合併 ④銀行業の廃止等
普通株式等Tier 1比率 < 0% Tier 1比率 < 0% 総自己資本比率 < 0%	自己資本比率 < 0%	業務の全部又は一部の停止

（注1）普通株式等Tier 1比率、Tier 1比率、総自己資本比率のいずれかが各水準に該当すれば、右記命令の対象となる

（注2）原則として資本の増強に係る措置を含む

（注3）国内基準についてのみ適用（国際統一基準については不適用）

（注4）連結自己資本比率についてのみ適用（単体自己資本比率については不適用）

（出所）法令を基に大和総研作成

1) ここでは、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行を指す。

低所要水準は、国際統一基準では、普通株式等 Tier 1 比率で 4.5%、Tier 1 比率で 6%、総自己資本比率で 8%と定められており、国内基準では自己資本比率で 4%と定められている。国際統一基準は、海外営業拠点を有する銀行（以下、「国際統一基準行」）に適用され、国内基準は、海外営業拠点を有しない銀行（以下、「国内基準行」）に適用される。

早期是正措置は、具体的には、経営健全化計画の提出・実行、総資産の圧縮・増加の抑制、一部の営業所の廃止、大幅な業務の縮小、合併、業務の停止などが定められている。早期是正措置は自己資本比率の水準ごとに定められ、水準が低いほど厳しい内容となっている。

2019年3月期の各行の自己資本比率の水準は、図表2・3の通りである。地域銀行（本稿では、地方銀行・第二地方銀行をまとめて「地域銀行」という）のうち、国際統一基準行で最も低い銀行は、普通株式等 Tier 1 比率については 10.82%、Tier 1 比率については 10.83%、総自己資本比率については 11.78%であり、いずれも最低所要水準を大きく上回っている。一方、国内基準行でも最も低い銀行は 5.85%と最低所要水準の 4%を上回っており、国内基準行 93 行中 82 行は 8%を上回っている。

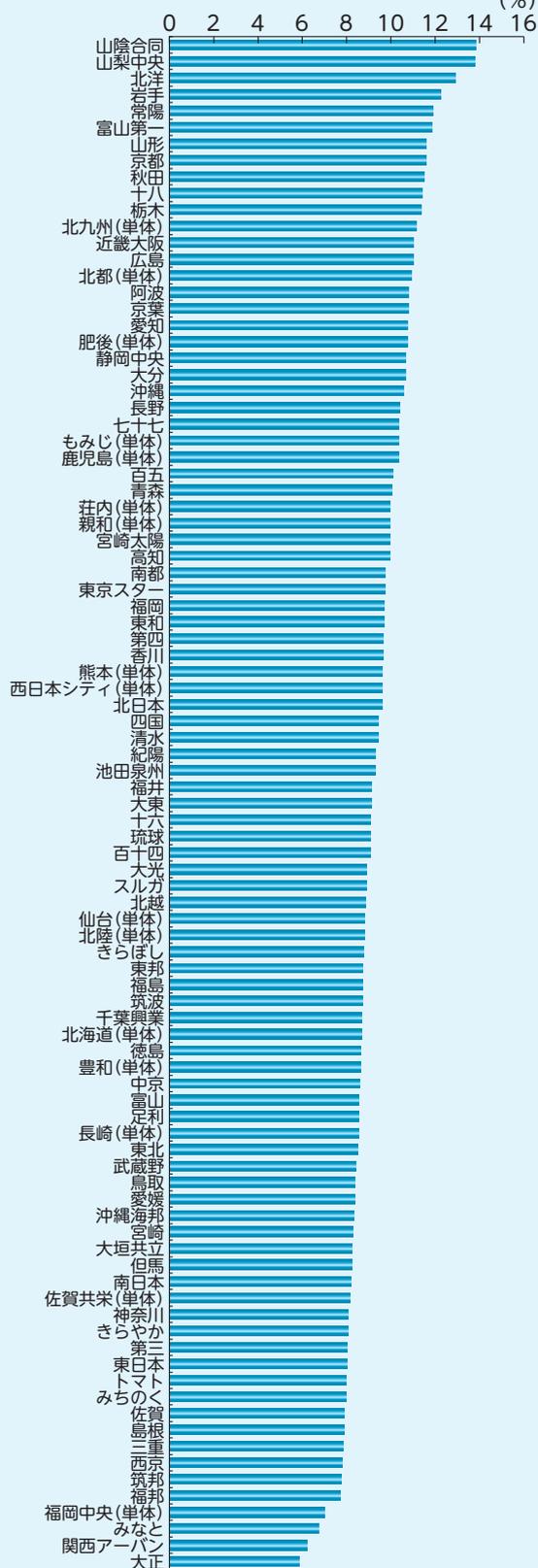
いずれにせよ全ての地域銀行が自己資本比率の最低所要水準を上回っており、早期是正措置の対象とならない。

2. 将来にわたる健全性を確保させる措置の導入

1) 監督指針の改正

このように、各行とも足元の健全性は維持しているといえるが、業績悪化が続けば、将来の財務

図表2 地域銀行(国内基準行)の自己資本比率の水準(2019年3月期) (%)



(出所) 各行決算説明資料から大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 地域銀行(国際統一基準行)の普通株式等Tier 1比率の水準(2019年3月期)



(出所) 各行決算説明資料から大和総研金融調査部制度調査課作成

内容が悪化する懸念がある。そこで、2019年4月、金融庁は地域銀行に持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保させるため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案を公表し、6月28日に確定版（以下、「改正監督指針」）を公表した²。改正監督指針は同日付で施行されている。

改正監督指針は、足元の自己資本比率が最低所要水準を上回っていたとしても、おおむね5年以内に本業の利益が継続的に赤字になること、または、自己資本比率が最低所要水準を下回ることが見込まれる場合、銀行に対して、店舗・人員配置の見直し、配当の抑制や、経営管理態勢の見直しなどを促すことを明らかにしている。

具体的には、次の三つのステップが段階的に実施される。

まず、第一ステップとして、貸出金・預金利息、有価証券利息配当金、役務取引等利益、経費等に

ついて、足元の傾向が継続すると仮定し、将来の一定期間（おおむね5年以内）のコア業務純益（投資信託解約損益を除く）や、ストレス事象を想定した場合の将来の自己資本の状況について決算期ごとに確認する。これらが一定の水準（具体的水準は明記されていない）を下回る銀行等に対して、第二ステップの対応が行われる。

第二ステップでは、銀行自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しの妥当性について当局が検証する。検証は、以下のような様々な観点から行われ、また、顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施して行われる。

- ◇前提条件（地域の経済状況や顧客基盤の見通し）
- ◇銀行が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）
- ◇将来発生が見込まれる費用（本店建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）
- ◇有価証券の益出し余力
- ◇配当政策
- ◇ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む）

第三ステップでは、検証の結果、例えば、将来の一定期間（おおむね5年以内）に、コア業務純益（投資信託解約損益を除く）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ること

2) 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190628-4.html>) 参照。改正監督指針の該当箇所の対象は「銀行」とされているが、信用金庫、信用組合、労働金庫にも準用されている。

が見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる銀行に対しては、必要に応じ、報告徴求、または、検査を実施し、必要な業務改善が促される。必要な業務改善の内容として、以下が明記されている。

- ①店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策
- ②資本増強
- ③社外流出の抑制
- ④①～③を確実に履行するための経営管理態勢の確立等

さらに、業務改善を確実に実行させると認められる場合には、業務改善命令が発出される。

業務改善の内容として、店舗・人員配置の見直し、資本増強、配当等の抑制と並び、経営管理態勢の確立が明記されていることが注目される。この措置は、現経営陣を交代させることが含まれると考えられる³。

このように強力な内容が定められていることから地域銀行の関心が高く、全国地方銀行協会が監督指針の改正案が公表された際、金融庁に意見を提出している⁴。同意見において全国地方銀行協会は、上記の業務改善の内容が、自己資本比率が最低水準の4%を下回った場合に発動される「早期是正措置の第2区分（国内基準行であれば、自己資本比率1%以上2%未満の場合）に対して出されることとなっている命令と類似、ないしそれ以上に強い措置となっている」と指摘している。

その上で、「実績値ではなく見込み値によって

強い措置を発動しようとするものであり、このような制度が具体的な数値基準が明示されないまま、当局の裁量で運用されることがないように」、基準・考え方を明確化することや、「特定の基準に抵触したことをもって機械的に適用されることのないよう、金融機関との十分な対話」を行うことなどを要望している。

なお、改正監督指針について補足すると、「コア業務純益（投資信託解約損益を除く）」を収益性の指標として利用している。コア業務純益とは、銀行本来の業務による収益力を表す指標であり、銀行の本業（貸出業務、為替業務、金融商品販売業務等）による収支から、経費（人件費・物件費等）を差し引き、一時的な変動要因である債券売却益等を除いたものである。

コア業務純益には有価証券利息配当金が含まれ、有価証券利息配当金に分類される投資信託解約損益も含まれる。しかし、改正監督指針は、コア業務純益から、含み益のある投資信託を解約することによって得られる一時的な損益である投資信託解約損益を除いたものを収益性の指標として利用している。

2) 経営統合を促す措置として利用される可能性

今回、監督指針が改正される前から、金融庁は経営状況の悪化した地域銀行の持続可能性について懸念しており、既に平成29事務年度（2017年7月～2018年6月）の金融行政方針において、特に、深刻な問題を抱えている地域金融機関に対して、特別に検査を実施することを明らかにしていた。

3) 日本経済新聞電子版「低収益地銀には改善命令 金融庁、監督指針見直し」（2019年3月15日付）

4) 全国地方銀行協会ウェブサイト（https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1578）参照。

この検査において持続可能性に問題があるとされたある地域銀行に対して、金融庁は2018年5月に収益力の改善を求める業務改善命令を出したことが報じられている⁵。当該地域銀行は2018年3月期に最終赤字に陥り、社長が辞任した。本案件で注目されるのは、社長の後任に同県内のライバル銀行の出身者が就任したことである。金融庁が将来的に両行に経営統合を促す可能性を指摘する向きもある⁶。

先ほど述べたように、今回の改正監督指針は、当局が、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要な銀行に対して促す業務改善として、「経営管理態勢の確立」を明記している。上記の地域銀行の事例を踏まえれば、この措置については、当局が対象となった銀行の経営陣の退任を促し、その後任に経営が安定している他の銀行出身者を就任させる手段として利用される

可能性も考えられる。このようなことが行われれば、地域銀行は経営統合しやすくなるとも考えられる。また、経営統合すれば、改正監督指針が業務改善として定めている、店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化も進めやすくなるかもしれない。

3章 経営統合についての独禁法の審査に対する特例の創設

1. 地域銀行の経営統合の動き

経営環境の悪化に対して、地域銀行が経営統合によって、システム等の共通化や重複店舗の削減ができれば、経営体力を高めることが可能と考えられる。

既に一部の地域銀行では経営統合が進んでおり、平成21年度以降、16件の地域銀行の統合

図表4 地域銀行の統合案件（平成21年度以降）

年度	案件名
30	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（長崎県・親和銀行）・地方銀行）による株式会社十八銀行（長崎県・地方銀行）の株式取得
29	株式会社第四銀行（新潟県・地方銀行）及び株式会社北越銀行（新潟県・地方銀行）による共同株式移転 株式会社関西アーバン銀行（大阪府・第二地銀）、株式会社みなと銀行（兵庫県・第二地銀）、株式会社近畿大阪銀行（大阪府、地方銀行）、株式会社りそな銀行（都市銀行）等による経営統合 株式会社第三銀行（三重県・第二地銀）及び株式会社三重銀行（三重県・地方銀行）による共同株式移転
28	株式会社足利ホールディングス（栃木県・地方銀行）による株式会社常陽銀行（茨城県・地方銀行）の株式取得
27	株式会社横浜銀行（神奈川県・地方銀行）及び株式会社東日本銀行（東京都・第二地銀）による共同株式移転 株式会社東京TYフィナンシャルグループ（東京都・地方銀行）による株式会社新銀行東京（東京都・地方銀行）の株式取得 株式会社トモニホールディングス株式会社（香川県・第二地銀）による株式会社大正銀行（大阪府・第二地銀）の株式取得 株式会社肥後銀行（熊本県・地方銀行）及び株式会社鹿児島銀行（鹿児島県・地方銀行）による共同株式移転
26	株式会社東京都民銀行（東京都・地方銀行）及び株式会社八千代銀行（東京都・第二地銀）による共同株式移転
24	株式会社きらやか銀行（山形県・第二地銀）及び株式会社仙台銀行（宮城県・第二地銀）による共同株式移転
21	株式会社徳島銀行（徳島県・第二地銀）と株式会社香川銀行（香川県・第二地銀）の共同株式移転 株式会社関西アーバン銀行（大阪府・第二地銀）と株式会社びわこ銀行（滋賀県・第二地銀）の合併 株式会社池田銀行（大阪府・地方銀行）と株式会社泉州銀行（大阪府・地方銀行）の統合 株式会社関東つくば銀行（茨城県・地方銀行）と株式会社茨城銀行（茨城県・第二地銀）の合併 株式会社フィデアホールディングス株式会社（宮城県）による株式会社荘内銀行（山形県・地方銀行）、株式会社北都銀行（秋田県・地方銀行）の株式取得

（出所）公正取引委員会 委員長 杉本和行「企業結合に対する独占禁止法の適用について」（平成30年11月6日 未来投資会議資料）を基に大和総研作成

5) 3) の記事参照。日本経済新聞社編『地銀波乱』日本経済新聞出版社（2019）、p.36

6) 5) の書籍 p.37

が実施されている（図表4参照）。

今後の経営統合の動きに関して、金融庁に設けられた有識者会議「金融仲介の改善に向けた検討会議」が2018年4月に公表した「地域金融の課題と競争のあり方」と題する報告書⁷（以下、「報告書」）は、次のような結果を明らかにした。

報告書は、各都道府県で複数行による競争が成立するかという観点から、各都道府県に存続可能な金融機関の数を試算した。複数行での競争が成立するためには、地域から得られる収益がそれらの金融機関の事業に必要な経費の合計を上回っていることが必要である。そこで報告書は、2016年3月末のデータを用い、「各都道府県で本業（貸出・手数料ビジネス）の収益が、2行分の営業経費の合計を上回るか」という簡易な競争可能性の試算を行ったところ、13の都道府県では「2行での競争は困難であるが1行単独であれば存続可能」、また、23の都道府県では「1行単独であっても不採算」という結論が得られた⁸（図表5参

照）。これは、今後も経営統合の動きが継続する可能性を示唆するものと言える。

2. 独禁法の審査に対する特例の創設

1) 独禁法に基づく審査

経営統合に関しては、独禁法が、公正かつ自由な競争を促進する観点から企業結合規制を定めている。企業結合規制とは、例えば、同じ商品を供給している事業者Xと事業者Yが合併した場合、その商品の市場における競争が実質的に制限されるのであれば、原則として企業結合を禁止するという規制である。

規制の対象となる企業結合には、合併、株式取得・所有、役員兼任、共同新設分割・吸収分割、共同株式移転、事業譲受け等が含まれる。一定規模以上の企業結合については、事前に公正取引委員会（以下、「公取委」）に届出なければならず、公取委によって審査される（図表6参照）。

企業結合審査を行う際の考え方については、「企

業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）として公表されている。企業結合審査では、まず、企業結合審査の対象となるか否かの判断がなされ、企業結合の当事会社が同一のグループに属する場合は、通常、審査の対象から除外される。審査の対象となる場合、市場、すなわち「一定の取

図表5 各都道府県における地域銀行の本業での競争可能性（モデルによる試算）



(出所) 金融仲介の改善に向けた検討会議「地域金融の課題と競争のあり方」（2018年4月）

7) 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/kyousou/index.html>) 参照。

8) 試算の前提について、報告書 p.10 脚注8 参照。

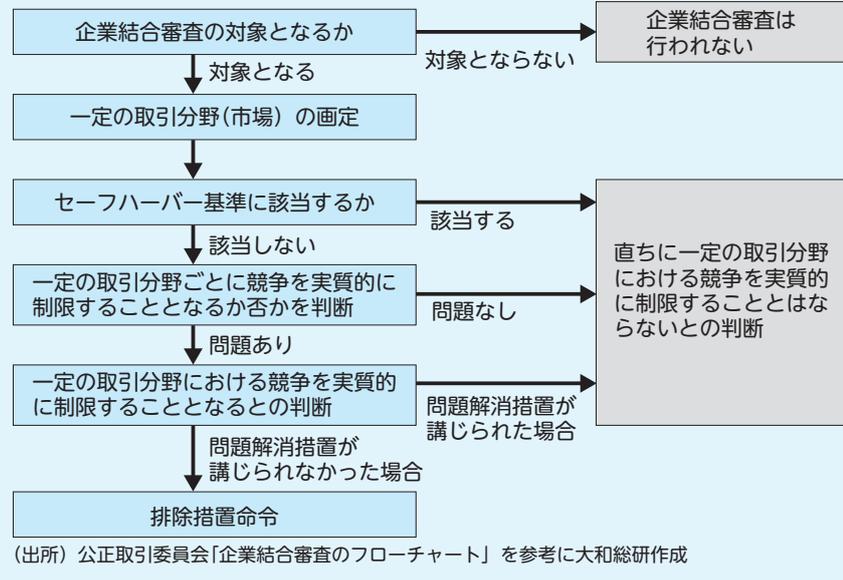
引分野」を画定する。一定の取引分野の画定は、需要者にとってどの範囲の商品・役務が代替的なのか、当該商品・役務についてどの地域の供給者から調達できるかという観点から、競争の実態に即して行われる。

次に、画定された一定の取引分野ごとに、企業結合ガイドラインの「セーフハーバー基準」に該当するか検討され

る。セーフハーバー基準とは、外形的に市場シェアに基づいて、競争を実質的に制限することとはならない場合を定めた基準であり、セーフハーバー基準に該当すれば、その時点で審査が終了する。セーフハーバー基準に該当するかの判断に当たっては、各事業者の市場シェアの2乗の総和である、ハーフィンダール・ハーシュマン指数(以下、「HHI」)が用いられる(市場シェア20%の事業者が5社ある場合は、HHIは $20^2 \times 5 = 2,000$ となる)。例えば、同一の一定の取引分野で競争関係にある会社間の企業結合である、水平型企業結合では、以下のいずれかを満たせば、セーフハーバー基準に該当し、審査が終了する。

- ①企業結合後のHHIが1,500以下である場合
- ②企業結合後のHHIが1,500超2,500以下で、かつ、HHIの増分が250以下である場合
- ③企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合

図表6 企業結合審査の内容



一方、セーフハーバー基準に該当しない場合、一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かの判断がなされる。一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合は、公取委によって排除措置命令がなされる。ただし、当事者が競争を回復する措置(問題解消措置)を講じ、競争を実質的に制限しないことになれば、排除措置命令はなされない。

2) ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得の案件

2016年2月、ふくおかフィナンシャルグループは十八銀行と経営統合を目指すことを公表した。本案件は、ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得として、2016年6月に公取委に届出がなされ、審査が開始された。しかし、ふくおかフィナンシャルグループは傘下に長崎県を地盤とする親和銀行を抱え、同じく長崎県を地盤とする十八銀行と経営統合すれば、県内における中小企業向け貸出の市場シェアが7割を

超えることから、審査が長期化した。

本案件は、最終的に2018年8月に承認されたものの、独禁法に基づく審査が地域銀行の経営統合を阻害しているのではないかと批判がなされた。公取委によって承認がなされる前の2018年4月に、本案件に関して金融庁の有識者会議が前記の報告書を公表し、地域銀行の経営統合に関する審査のあり方について提言を行った。

(1) 「金融仲介の改善に向けた検討会議」の「地域金融の課題と競争のあり方」と題する報告書

金融機関の業績悪化が続けば、中小企業の経営改善など、真に地域企業のためになる金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがあり、また、金融システムの安定性を損なう可能性もある。そのため、前記の報告書は、地域金融における競争のあり方を考えるに当たっては、以下と両立する競争のあり方を検討する必要があると指摘している。

- ◇最低限の金融インフラの確保や中小企業の経営改善への貢献を含めた、地域における金融仲介機能の発揮
- ◇金融システムの安定性確保

これを踏まえ、報告書は、地域銀行の経営統合について、地域における金融仲介機能の影響や、過当競争により金融機関が共倒れにならないかを踏まえて判断すべきとしている。具体的には、競争上の問題が生じる可能性がある同一地域内の経営統合について、以下の項目を審査し、「全体として、将来にわたり地域における金融インフラが確保され、地域企業・経済の成長・発展に貢献するか否かをもって経営統合の是非を判断すべき」と提言している。

- ①人口減少などからみて将来にわたり地域に健全な金融機関が複数行存立し得るか、過当競争により共倒れになるおそれはないか
- ②県外金融機関の県境を越えた貸出動向などからみて、県内シェアの高まりにより「金利等の融資条件」や「金融サービスの質」にはどのような変化が生じるか
- ③金融機関が経営統合により生み出される余力（人材・資本等）を地域における金融インフラの確保や金融仲介の質の向上のために具体的にどのように活用すると表明しているか、その実現性・実効性は十分に見込まれるか

独禁法に基づく審査では、基本的に経営統合により競争が制限されないかが審査されるのに対し、報告書では、①のように、そもそも複数行による競争が将来にわたって可能か否かが審査項目に含まれていることが特徴的である。

上記のように一般的な審査のあり方について整理した上で、報告書は、ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得の案件について、以下の点を指摘している。

- ①長崎県においては、人口や企業数の減少が全国を上回るペースで進行しており、このような構造的な要因による貸出需要の減少が継続する中で、このまま複数行での競争は持続可能でないおそれがある
- ②本件経営統合の公表後に県外からの貸出が急速に増加しており、経営統合によるシェアの高まりが直ちに金利の引上げ等につながる可能性は高くない
- ③両行は、本件経営統合により生じた余力を地元企業の付加価値向上や事業再生の支援に活

用することを公表している

その上で報告書は、「このまま競争を続け、経営体力を消耗させ、金融機関数が減少し、自然に独占状態が発生する状態になるより、経営余力のあるうちに統合を認め、その経営余力を用いて地域企業の本業支援等を行うことを通じて、生産性向上や付加価値向上を図ることの方が、地域企業・経済の観点から望ましい」と述べている。

なお、寡占・独占の弊害を是正するための問題解消措置として、競争事業者の顧客基盤を構築するために、競争事業者に中小企業向け貸付を譲渡（債権譲渡）する方法があり得る。後述のように本案件でも、他の金融機関に1,000億円弱相当の債権を譲渡することを前提に、公取委の承認が得られている。

しかし、報告書は、債権譲渡について「もっぱら人為的に競争相手を創出するために顧客の同意を得ずに行われれば、中小企業金融の基礎となる中長期的な取引・信頼関係を損ない、顧客企業から見て望ましいものではない」と述べている。

（2）公取委による審査結果

公取委は、本案件について審査を行った結果、当事会社が申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば、独禁法上の問題は生じないと判断し、2018年8月に承認（排除措置命令を行わない旨の通知）した⁹⁾。公取委は、ふくおかフィナンシャルグループと十八銀行グループ（両者を併せて、以下、「当事会社グループ」という）が競合関係に立つ取引分野のうち、非事業性貸出、預金、為替、投資信託販売、およびクレジットカードな

どに係る取引分野については、当事会社グループと競争関係にある事業者（競争事業者）からの競争圧力が認められる等の事情があるため、本件統合により独禁法上の問題は生じないと判断した。

一方、事業性貸出については、競争上の影響が大きいと考えられ、本件統合により中小企業を中心に借入先の十分な選択肢が確保できなくなり、競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から、重点的に審査が行われた。

審査は、大企業・中堅企業向け貸出と中小企業向け貸出に区別して行われた。前者については、当事会社グループの合算市場シェアは約70%だったが、競争事業者等からの競争圧力が一定程度認められることから、独禁法上問題がないと判断された。

一方、中小企業向け貸出については、当事会社グループの合算市場シェアは約75%であり、統合後のHHIは約5,400でHHIの増分が約

図表7 長崎県における中小企業向け貸出しの市場シェア

順位	金融機関名	市場シェア
1	F F Gグループ	約40%
2	十八銀行	約35%
3	D	約10%
4	E	約5%
5	F	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位		: 約75%・第1位
市場シェアの増分		: 約35%
統合後のHHI		: 約5,400
HHIの増分		: 約2,600

(注) タイトルの「長崎県における」は筆者
(出所) 公正取引委員会「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得に関する審査結果について」(2018年8月24日)

9) 公取委ウェブサイト (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/aug/180824.html>) 参照。公正取引委員会経済取引局企業結合課企業結合調査官（主査）稲葉僚太「ふくおかFGによる十八銀行の株式取得に関する審査結果」『週刊 金融財政事情』（2018.10.15）参照。

2,600 となるため、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない（図表7参照）。

そこで、公取委は、中小企業向け貸出について競争圧力が認められるかをあらためて検討した。公取委は、以下の事情などを勘案し、競争圧力が限定的であり、独禁法上の問題が生じると判断した。

- ◇競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識する中小企業が少ないこと
- ◇競争事業者の体制面における供給余力が十分ではないこと
- ◇専ら当事会社グループ、つまりふくおかフィナンシャルグループと十八銀行グループの間で競争が活発に行われていたこと

この判断を受け、当事会社グループは、事業性貸出に係る債権のうち、貸出先が他の金融機関への借換えを希望し、他の金融機関が受入れを応諾する合計 1,000 億円弱相当について、他の金融機関に譲渡するという問題解消措置を講じることを公取委に申し出た。その結果、公取委はこの問題解消措置が講じられることを前提とすれば、独禁法上問題は生じないと判断し、承認を行った。

公取委の審査では、上記のように、本件統合が長崎県における中小企業貸出の市場の競争を実質的に制限するか否かが判断され、前記の金融庁有識者会議の報告書のように、そもそも長崎県において複数の事業者による競争が将来にわたって可能か否かについては検討していない。しかし、公取委の審査結果においても、市場規模が小さく競争の維持が困難な場合は、企業結合により事業者が 1 社になったとしても、「競争を実質的に制限することとはならない」とし、経営統合が許容さ

れることを認めていることが注目される。

具体的には、公取委は、長崎県を 8 つの経済圏に分割し、経済圏ごとに競争を制限するか否かについても判断した。公取委は、「市場規模が十分に大きくなく、複数の事業者で需要を分け合うと効率的な事業者であっても採算が取れず、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合（…中略…）には、当該複数の事業者が企業結合を行い 1 社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる」と述べている。その上で、8 つの経済圏のうち 3 経済圏では、「本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められる」と述べている。

3) 独禁法の審査に対する特例の創設

現行の独禁法の枠組みでは、企業結合により競争が制限されるか否かが審査され、原則として、複数の事業者による競争が可能であることを前提としている。そのため、複数の事業者による競争が困難な地域における地域銀行の経営統合でも、實際上、債権譲渡を行わなければ経営統合の承認を得ることが難しいと考えられる。

しかし、人口減少や経済状況の悪化により市場が縮小し、そもそも将来にわたり複数の事業者による競争が可能でない場合が生じてきている。そのような場合については現行法の枠組みだけでは適切に審査することが困難になっている。

そこで、前記の金融庁の有識者会議の報告書は、日本経済の変化を踏まえた総合的な競争政策のあり方を政府全体として議論・検討することを提言した。

この提言を受け、政府が 2018 年 6 月に公表した「未来投資戦略 2018」には、「経済社会構造

の変化に対応した競争政策の在り方の検討」として以下の内容が盛り込まれた。

地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化等、経済・社会構造そのものが大きく変化中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る。

これを受け未来投資会議で検討が行われ、政府が2019年6月に公表した「成長戦略実行計画」には、10年間の期限付きだが、競争を減らす場合であっても一定の場合には地域銀行の経営統合を認めるよう、独禁法の審査に対する特例を認めることが盛り込まれた¹⁰。具体的には、「業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする」とされている。

成長戦略実行計画では、一定の地域銀行の経営統合については、独禁法の適用を除外し、特例法に基づいて金融庁と公取委が分担して審査を行うこととされた。審査のフローとしては、まず、経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独禁法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公取委に協議を行う（申請が行われない場合は、

通常の独禁法に基づき、審査が行われる）。

申請案件が以下の①～④の要件を満たすかについては主に金融庁が、⑤の要件を満たすかについては主に公取委が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可が行われる。

- ①人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。
- ②申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等をまかなえないこと。
- ③経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。
- ④上記③の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。
- ⑤経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

金融庁は、①～④の要件を満たす場合には、公取委に協議を行い、⑤の要件該当性を含めた公取委の意見を尊重する。認可後に、上記①～⑤の要件に適合するものでなくなると認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公取委は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

独禁法に基づく審査においては、競争を実質的に制限する場合には経営統合が認められないが、特例法に基づく審査では、⑤にあるように「競争を減らしても」経営統合が認められることとなる。

10) 「成長戦略実行計画」には、乗合バスの共同経営について独禁法の適用除外とすることも盛り込まれている。

その代わりに、経営統合により経営改善や地域経済への貢献が見込まれること（③、④）や、経営統合が利用者（一般消費者）の利益に資すること（⑤）を満たすことが必要である。加えて、需要の減少により貸出・手数料事業の継続が困難な地域であること（①）や、事業からの収益で経費を賄えないこと（②）も必要である。

特例法は、10年間の時限措置とされ、2020年の通常国会に法案提出を図るとされている。この特例法が制定されれば、一定の要件の下で、「競争を減らす」経営統合が認められることになる。債権譲渡を行わなくても、ふくおかフィナンシャルグループと十八銀行の経営統合のように、同一県内を地盤とする地域銀行の経営統合が行いやすくなると考えられる。

4章 信用金庫・信用組合の統合をめぐる議論

1. 信用金庫・信用組合を取り上げる意義

1) 協同組織金融機関とは

地域における金融として、地域銀行¹¹⁾に限らず、「協同組織金融機関」も重要な役割を果たしている。

協同組織金融機関とは、協同組合形態の金融機関で、会員または組合員の相互扶助を重視した非

営利組織であり、特定の人的関係の中での助け合いを目的とする非営利性に特徴がある¹²⁾。

業態としては、信用金庫、信用協同組合（信用組合）のほか、労働金庫や、農業協同組合などの農林系統金融機関が存在している¹³⁾。

このような協同組織金融機関は、法人税率の軽減¹⁴⁾などの税制上の優遇が認められている一方で、取引対象者や営業地域などの点で制限が設けられている。また、信金中央金庫や全国信用協同組合連合会などの中央金融機関が存在しており、個別の金融機関に対して、資金運用や取引先の経営支援等の支援を行っていることも特徴的である。

2) 信用金庫、信用組合の推移

(1) 信用金庫、信用組合は全国に分布

信用金庫、信用組合は、地域銀行と同様、全国に分布しており、金融機関数としては地域銀行を大幅に上回っている。東京都や大阪府、愛知県などの大都市圏に加えて、広大な面積を有する北海道に多く存在しているのが特徴である（図表8）。

預金積金の残高で見ると、信用金庫は143兆8,601億円¹⁵⁾、信用組合は20兆8,292億円¹⁶⁾であり、規模感としては地域銀行に及ばない¹⁷⁾。ただし、信用金庫の中には、東京都・神奈川県に展開する城南信用金庫など、地域銀行に匹敵する規模を有するものも存在している。

加えて、近年、金融機関は、監督官庁である金

11) 本章では、地方銀行および第二地方銀行を指す。

12) 金融審議会 金融分科会第二部会 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループの「中間論点整理報告書」（2009年6月29日）では、「中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的」とする基本的性格を有する組織であると整理されている。

13) 「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」参照。

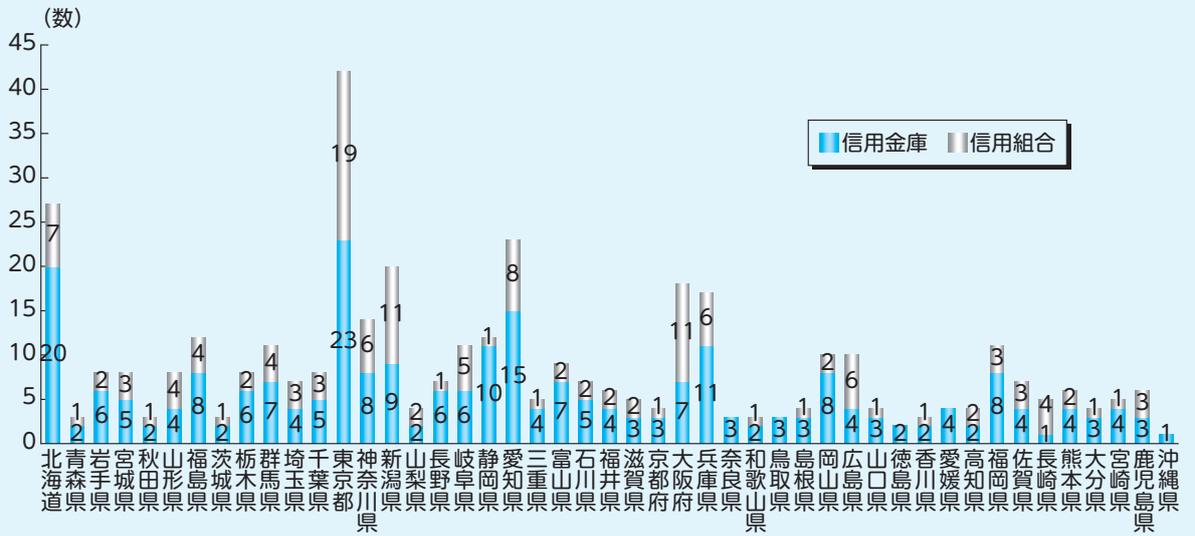
14) 所得800万円以下の部分について15%、それを超える部分について19%、10億円超の部分について22%の税率で課税される。

15) 2019年2月末、信金中金 地域・中小企業研究所「信用金庫統計」参照。

16) 2019年4月末、全国信用組合中央協会「全国信用組合預金・貸出金等状況」参照。

17) 預金残高は地方銀行273兆2,368億円（2019年4月末）、第二地方銀行65兆5,093億円（2019年3月末）。全国地方銀行協会「地方銀行主要勘定」および第二地方銀行協会「第二地銀協地銀主要勘定」参照。

図表8 信用金庫・信用組合の都道府県別分布



(注1) 信用金庫は2019年6月24日、信用組合は2019年5月20日時点の数
 (注2) 各信用金庫・信用組合の本店等所在地による分類。複数の都道府県を営業地域(地区)とするものもある
 (出所) 金融庁「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」から大和総研作成

融庁から、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）としての役割を強化することが求められている。融資先を求める地域銀行や都市銀行は、これまでの取引先に加えて、新たに中小事業者に対するサービスにも注力しており、融資に加えて事業承継や人材紹介サービスなどの手数料サービスの比重も高まりつつある。このように協同組織金融機関の業務と銀行の業務との同質化が進むことで、特に地域銀行と信用金庫や信用組合の間では、これまで以上に直接的な競合が生じていくと考えられる。

他方、信用金庫や信用組合の経営環境は、地域銀行と同様、厳しさを増しており、信用金庫等にとっても、統合は有力な選択肢であり続けていると思われる。

地域銀行の統合を考察するに当たっては、協同組織金融機関の関わる統合についての考察も有用ではないかと考えられる。すなわち、信用金庫同士などの統合は地域銀行にとって有力な競合相手

の誕生を意味するし、逆に地域銀行と信用金庫などの統合は、地域銀行にとって統合相手の選択肢が増え、むしろプラスにはたらくと考えられるためである。

以下では、協同組織金融機関の中でも地域銀行に近い信用金庫、信用組合について取り上げることとしたい。

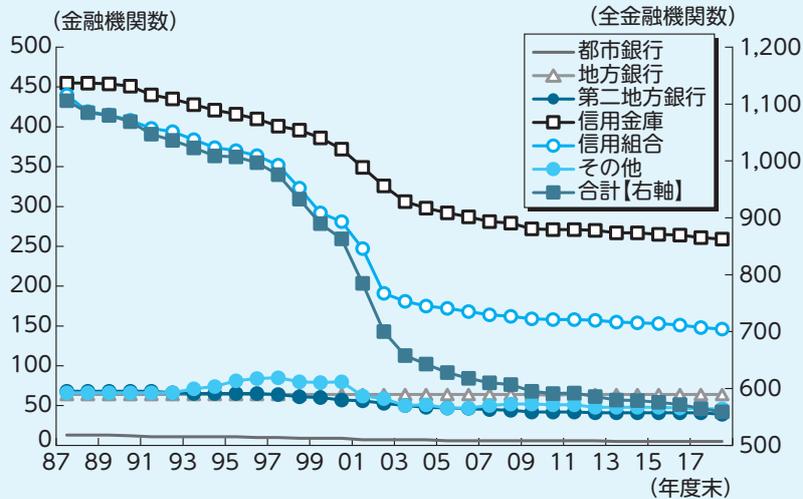
(2) 信用金庫、信用組合の数は大きく減少

わが国では、合併や事業譲渡などの統合を含めた金融機関の再編が進んでいる。

図表9は、預金保険の対象となる金融機関数の推移である。1987年度末に1,106機関に達していた金融機関は2018年度末（2019年4月1日時点）には559機関（▲49.45%）まで減少している。地方銀行（64行）は全く減少していない¹⁸一方で、協同組織金融機関については、信用金庫は455金庫から259金庫（▲43.07%）、信用組合は440組合から146組合（▲66.81%）

18) 2021年1月に第四銀行と北越銀行との完全合併が予定されている。

図表9 金融機関数の推移(預金保険対象金融機関)



(注1) 第二地方銀行は1991年度までは旧相互銀行を含む。1987年度までは旧相互銀行の計数
 (注2) その他は信託銀行、労働金庫、連合会など
 (注3) 2018年度末は2019年4月1日時点の数
 (出所) 預金保険機構から大和総研作成

まで大幅に減少しており、金融機関全体の減少に大きく寄与していることが分かる。

減少の内訳としては、事業不振による廃業や事業譲渡などのほか、1968年から導入された「金融機関の合併及び転換に関する法律」(以下、合併・転換法)¹⁹に基づいた異種金融機関との合併が含まれている。

そこで以下では、信用金庫や信用組合を規定している制度に加えて、合併などの再編を規定している制度について整理することとする。

2. 信用金庫・信用組合

1) 信用金庫・信用組合の業態

(1) 信用金庫とはどのような業態か

信用金庫は、信用金庫法に基づき設立される、会員の出資による協同組織の非営利法人である。営業範囲は特定の「地区内」に限られており、各

金庫の定款で規定されている。そのため営業範囲を変更する場合は定款の変更が必要であり、内閣総理大臣(金融庁長官に委任され、さらに各財務局長に再委任される)の認可が必要となることから、営業範囲について金融庁の監督下にある。地区とは必ずしも一つの都道府県に限られず、各金庫が「地区」として定款に定めることで、都道府県をまたいだ営業も可能

となっている。例えば城南信用金庫は、東京都全域に加えて、神奈川県の一部も営業地域としている²⁰。

取扱業務は、銀行法に基づく銀行と同じく、預金、融資、為替のほか、投資信託の窓販などの証券業務に加えて、金融の自由化を受けて、信託業務(1993年解禁)、保険の窓販(2001年解禁)なども可能となっている。

信用金庫の会員となる資格は、地区内に住所や事業所を有する者、つまり地区内で活動している個人や法人に限られており、各金庫の定款で定めることとされている。したがって会員の資格を緩和または厳格化するためには定款の変更が必要であり、内閣総理大臣(各財務局長に再委任)の認可事項とされている。

もっとも、取扱業務との関係で見ると、信用金庫の業務のうち、取引相手が会員に限定されるの

19) なお、この法律の立法時の答申では、「今後、都市銀行、地方銀行・・・信用金庫および信用組合・・・は、経営基盤の安定化を確保しつつ、相互に適正な競争を行ない、その効率化をはかって行く必要があると考える。同種金融機関相互間のみならず、異種金融機関の間においても、業務提携や合併、転換等を必要とするところもある・・・」(下線筆者)と述べられており、業態をまたいだ合併等の再編の必要性が認識されていたことが分かる。

20) 城南信用金庫ウェブサイト「城南信用金庫の概要」<https://www.jsbank.co.jp/about/outline/>

図表10 信用金庫・信用組合の比較

	信用金庫	信用組合	(参考) 銀行
根拠法	・信用金庫法	・中小企業等協同組合法 ・協同組合による金融事業に関する法律	・銀行法 ・会社法
組織形態	会員の出資による協同組織の非営利法人	組合員の出資による協同組織の非営利法人	株式会社組織の営利法人
営業範囲	地区内（定款で規定）	地区内（定款で規定）	制限なし
取扱業務	・預金業務 ・融資業務（会員に限る）（注1） ・為替業務 ・その他証券業務、保険業務等	・預金業務（組合員に限る）（注2） ・融資業務（組合員に限る）（注3） ・為替業務 ・その他証券業務、保険業務等	・預金業務 ・融資業務 ・為替業務 ・その他証券業務、保険業務等
利用資格	会員（定款で規定） ・地区内に住所・居所を有する者（注4） ・地区内に事業所を有する者（注4） ・地区内で勤労に従事している者	組合員（定款で規定） ・地区内に住所・居所を有する者 ・地区内で事業を行う小規模事業者（注5） ・地区内で勤労に従事している者	制限なし

(注1) ただし、預金を担保とした貸付や卒業生金融等、一定の員外貸付も認められている
 (注2) ただし、一定の範囲で員外預金の受入れも認められている（預金・定期積金総額の20%以内）
 (注3) ただし、一定の範囲で、預金を担保とした貸付等の員外貸付も認められている（貸付総額の20%以内）
 (注4) 個人事業者の場合は従業員300人以下、法人事業者の場合は従業員300人以下又は資本金（出資金）9億円以下に限る
 (注5) 従業員300人以下又は資本金（出資金）3億円以下の事業者に限る（ただし卸売業は従業員100人又は資本金1億円、小売業は従業員50人又は資本金5,000万円、サービス業は従業員100人又は資本金5,000万円以下）
 (出所) 法令を基に大和総研作成

は融資業務のみであり、その他の業務については制限がない。例えば預金業務については、会員外の預金も受け入れることが可能である。さらに融資業務は原則として会員に限られることとされているものの、一定の員外貸付も認められている。例えば預金を担保とすれば、会員外への貸付も可能である。

このように信用金庫は、会員以外との取引が広く認められており、信用組合と比べると、限られた地域や人的関係のための協同組織金融機関としての性格（協同組織性）は薄く、より銀行法に基づく（地域）銀行に近い業態といえることができる。

（2）信用組合とはどのような業態か

信用組合とは、中小企業等協同組合法（以下、中協法）に基づき設立される、組合員の出資によ

る協同組織の非営利法人である。信用組合は、さらに地域、業域、職域の三つに分類することができる²¹。

信用組合についても、信用金庫と同じく、各組合の定款で定める「地区」内での営業に限定される。

取扱業務は、信用金庫と同じく、預金、融資、為替、証券業務等を行うことができる。信用金庫と異なり、預金業務についても制限が設けられており、組合員以外の員外預金の受入れは、預金・定期積金の総額の20%以内に限られている。また融資業務についても、員外貸付は貸付総額の20%以内に限られている。組合員以外からの影響を限定し、信用金庫に比べて協同組織性が強く保たれている点に特徴があるといえる。

組合員となる資格は、地区内に住所を有してい

21) 地域の信用組合とは、特定の地域の住民や事業者で構成される信用組合である。業域の信用組合とは、例えば医薬業や出版など同業種の者で構成される組合である。職域の信用組合とは、例えば都庁や新聞社など、官公庁、企業などの職場に勤務する者で構成される組合である。

る者や事業を営む小規模事業者などである。法人事業者の場合は原則として資本金（出資金）3億円以下とされており、資本金（出資金）9億円以下と設定されている信用金庫より、経営規模の小さい事業者が対象となっている²²。

2) 統合（合併）をめぐる制度

(1) 同種金融機関同士の合併

信用金庫や信用組合の統合の方法としては、合併や事業譲渡などの方法があるが、ここでは合併を取り上げる。合併に関する制度は、同種金融機関同士の合併か、異種金融機関との合併かにより、別の制度が設けられている。

同種金融機関、すなわち信用金庫同士、信用組合同士の合併は、各業態の根拠法である信用金庫法、中協法にそれぞれ規定されており、いずれも合併契約に基づく新設合併または吸収合併が可能である。基本的な合併手続は、会社法に基づく銀行同士の合併と同様であり、内閣総理大臣（金融庁長官に委任され、さらに各財務局長に再委任される）の認可を要する点も同じである。

(2) 異種金融機関の合併

異なる業態間、すなわち銀行法に基づく銀行と信用金庫または信用組合の合併、信用金庫と信用組合との合併などについては、前述の通り、合併・転換法に規定されている。同法では、①普通銀行と協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用組合）、②信用金庫と労働金庫、③信用金庫と信用組合、④労働金庫と信用組合の組み合わせなどについて、異種合併ができる旨を定めている²³。合併後の金融機関は、銀行同士、協同組織金融機関同士の類型（②～④）ではどちらの金融機関でもよいが、①については原則、銀行でなければならず、信用組合などとなることはできない。ただし、普通銀行と信用金庫の合併は、例外的に信用金庫となることが認められている（図表11）。

その他、合併後の金融機関についても、バーゼル規制、独禁法、マネーロンダリング規制などの規制が適用される。

3) 統合（合併）の状況

2009年から現在までの同種合併の件数は、信用金庫18件、信用組合12件であり、毎年各1～2件程度で推移している²⁴。直近では2019年6月24日に島田信用金庫と掛川信用金庫とが合併し、島田掛川信用金庫が誕生している²⁵。

図表12は、信用金庫、信用組合が当事者に含まれる異種合併の事例である。合併・転換法により、銀行と組合との合併では銀行のみが存続金融

図表11 合併・転換法による合併の形態

	合併当事者	合併後の金融機関			
		普通銀行	信用金庫	労働金庫	信用組合
	普通銀行+信用金庫	○	○	×	×
①	普通銀行+労働金庫	○	×	×	×
	普通銀行+信用組合	○	×	×	×
②	信用金庫+労働金庫	×	○	○	×
③	信用金庫+信用組合	×	○	×	○
④	労働金庫+信用組合	×	×	○	○

(注) このほか、長期信用銀行と普通銀行または協同組織金融機関との合併も可能
(出所) 法令を基に大和総研作成

22) なお、この事業者の要件は、事業承継税制の適用を受けられる中小企業者の要件と共通している。

23) このほか、長期信用銀行と普通銀行または協同組織金融機関についても、異種合併が可能である。

24) 全国信用金庫協会「信用金庫合併の歴史」、金融労連資料室「【金融機関の再編状況】（2008年～）」参照。

25) また、2019年7月16日には、しずおか信用金庫と焼津信用金庫との合併が予定されている。

図表12 信用金庫・信用組合の異種合併の事例

年	旧金融機関名	新金融機関名	消滅業態	存続業態
1992年	三和銀行 東洋信用金庫	三和銀行	信用金庫	都市銀行
1993年	三菱銀行 霞ヶ関信用組合	三菱銀行	信用組合	都市銀行
	宮崎太陽銀行 日向市信用組合	宮崎太陽銀行	信用組合	第二地方銀行
1994年	湘南信用金庫 東京大和信用組合	湘南信用金庫	信用組合	信用金庫
1996年	常陽銀行 茨城中央信用組合	常陽銀行	信用組合	地方銀行
	北京都信用金庫 丹後中央信用金庫 網野信用金庫 丹後織物信用組合	京都北都信用金庫	信用組合	信用金庫
1999年	伊予銀行 富士貯蓄信用組合	伊予銀行	信用組合	地方銀行
2000年	愛媛銀行 北温信用組合	愛媛銀行	信用組合	第二地方銀行
	大垣共立銀行 郡上信用組合	大垣共立銀行	信用組合	地方銀行
	豊川信用金庫 東三信用組合	豊川信用金庫	信用組合	信用金庫
2001年	みなと銀行 神戸商業信用組合	みなと銀行	信用組合	第二地方銀行
2002年	豊川信用金庫 岡崎市民信用組合	豊川信用金庫	信用組合	信用金庫
	酒田信用金庫 庄内信用組合	酒田信用金庫	信用組合	信用金庫
2003年	武蔵野銀行 北埼玉信用組合	武蔵野銀行	信用組合	地方銀行
2004年	興能信用金庫 高浜信用組合	興能信用金庫	信用組合	信用金庫
2005年	大分県信用組合 杵築信用金庫	大分県信用組合	信用金庫	信用組合
2006年	島根中央信用金庫 出雲信用組合	島根中央信用金庫	信用組合	信用金庫
2008年	伊達信用金庫 室蘭商工信用組合	伊達信用金庫	信用組合	信用金庫
2009年	山形信用金庫 山形庶民信用組合	山形信用金庫	信用組合	信用金庫
	西中国信用金庫 岩国信用金庫 下関市職員信用組合	西中国信用金庫	信用組合	信用金庫

(出所) 金融労連資料室、銀行図書館銀行変遷史データベース、金融庁の1年、各金融機関ウェブサイト等を基に大和総研作成

機関となれるため、1993年の三菱銀行と霞ヶ関信用組合との合併をはじめとして、いずれも銀行が存続金融機関となっている。信用金庫と(普通)銀行との合併では、いずれも存続金融機関となれるが、信用金庫となった例は見当たらない。信用金庫と信用組合との合併はいずれも存続金融機関となれるが、2005年の大分県信用組合と杵築信用金庫との合併で信用組合が存続している例があるものの、信用金庫となる例がほとんどである。

4) 統合をめぐる考察

異種合併の事例を見ると、より協同組織性の低い業態が選ばれる傾向にあり、金融機関全体にとっての協同組織性の位置づけが低下しているとも思われる。これは、前述の業務の同質化が進んでいることとも無関係ではないだろう。とはいえ、地域密着型金融が求められる中で、信用金庫や信用組合にとっては、独自の協同組織性を活かしていくことが重要になっていくのではないだろうか。

なお、全国信用金庫協会は、2019年3月、バックオフィス事務の効率化に関する議論の報告書を取りまとめたほか²⁶、信金中央金庫は、2021年度までの3カ年の新中期経営計画で、5～10年後をめどとして、「一体的な業務運営態勢の構築」を目指す方針を打ち出した旨が報じられている²⁷。方針の中では、事務の共通化や共同化などの業務効率化から

26) ニッキン「信金界、事務効率化へ進む共同化」(2019年5月24日付)参照。

27) 金融経済新聞「信金界『1つの金融グループ』—一体的業務運営の構築」(2019年6月3日付)参照。

キャッシュレス対応まで、業界全体で取り組むべきテーマについて信金界の共通基盤を構築することを目指すとしている。これらが実現すれば、有力な信用金庫を統合相手としたい地域銀行にとっては、これらの機能を上回るインセンティブを示すことが必要となるかもしれない。

また、信用組合は、川下に共通子会社を設立し、人事や調査分析等の本部機能を実質移管することでのコスト削減等を検討しているようである²⁸⁾。今後は、事業譲渡や合併だけでなく、銀行の持株会社にならった共同会社を設立する形での統合も一案と思われる。

5章 最後に

独禁法の審査の特例が制定されれば、地域銀行の経営統合、特に同一県内の経営統合が実施しやすくなるだろう。ただし、経営統合はシステムコ

ストや人員・店舗の費用の削減ができれば経営を効率化するが、それ自体で収益性を向上させるわけではない。収益性が低ければ、救済合併の場合でも経営統合先として魅力が薄く、経営統合により存続を図ることも難しいだろう。

この点に関して、2018年9月に金融庁が公表した「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～」に、経営難に陥った地域銀行について自主廃業を検討しているとも読み取れる記述があり、注目される。具体的には、「金融機関において抜本的な改善策が講じられず、将来的にその健全性に深刻な問題が生じる事態も見据え、金融システムの安定・信認を長期的に確保していく観点から、金融機能の維持や**退出**に関する制度や監督対応に改善の余地がないかについて、引き続き検討していく」（下線太字は筆者による）と記載されている。



28) 金融ファクシミリ新聞社 全国信用協同組合連合会理事長 内藤純一氏インタビュー「信用組合の自己改革にまい進」（2018年10月22日）参照。 <https://www.fn-group.jp/659/>

29) 日本経済新聞 電子版「地銀の出資規制、一部緩和へ 金融庁」（2019年5月22日付）参照。

厳しい経営環境の中、将来にわたって健全性を維持し存続していくためには、改正監督指針において求められているように、収益性の向上が不可欠である。金融庁は、地域銀行が地域製品の市場開拓などを通じて地域活性化に取り組む「地域商社」に対する出資規制を緩和する方針であることが報じられている²⁹。収益性の面では必ずしも大きな改善はもたらさないかもしれないが、新たな分野に進出して収益性を向上させることが求められる。

一方、信用金庫や信用組合の関わる統合については、「地域密着型金融」という付加価値を高めることにつながるかどうかがかぎであり、その方向性を慎重に見定めることが重要ではないだろうか。

[著者]

金本 悠希（かねもと ゆうき）



金融調査部
主任研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法、金融規制

小林 章子（こばやし あきこ）



金融調査部
研究員（執筆時）
担当は、民法（相続法・債権法）、
税制、会社法、金融商品取引法